

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	08	05	02	184400	空家等対策事業(新規)	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-2	生活基盤の充実			
	施策	3	住宅の安定確保			
目的	空き家の実態調査					
対象	市内の空き家					
意図	空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握を図る					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
<p>○空き家データベース整備等業務委託 市内全域における空家等の実態を調査し現状を把握する。また、データベース化することにより関係課と情報を共有し、空家等の所有者等及び近隣住民等に早急な対応を行うことや、その後の状況について確認できるようにするためのデータベースを整備するため業務を委託する。</p> <p>○協議会 報酬 空家等対策計画案の審議及び同計画案に対するパブリックコメントの結果を踏まえた修正案について審議を行う。</p>						
市民参画の有無 []						
市民協働の形態		共催	○実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	空き家実態調査・データベース整備	式	計画		1	
			実績		1	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性 ○ 妥当である 見直し余地がある 妥当でない	第一義的には空家等の所有者が自らの責任により的確に対応することが前提だが、経済的な事情等から自ら空家等の管理を行えない場合に住民に最も身近な市が空家等に関する対策を実施することが重要である。
有効性	成果の向上余地 ○ 向上余地がある 向上余地がない	空家等対策計画を作成した。平成29年度に予定していた法施行以前に独自の基準において直営で調査していた空家等約400件の法による基準での再調査及びそのデータベース作成を繰り越して実施するので、情報を追加更新していく。
効率性	事業費・人件費の削減余地 ○ 事業費の削減余地がある 人件費の削減余地がある どちらも削減余地がない	平成29年度に繰り越して実施する業務委託による実態調査及びデータベースの整備が終了すれば、今後の通報等で得る新たな空家の情報については当面の間は直営で調査及びデータベース整備を行う。
公平性	受益と負担の適正化余地 受益機会の見直し余地がある 費用負担の見直し余地がある ○ 適正である	データベース化することにより、空家等で苦情があった場合等に空家等の所有者等及び近隣住民等に早急な対応を行うことができる。
総合評価 …上記評価結果の総括		
<p>市内の空家等の実態を把握するために、実態調査を行いデータベースを構築した。また、協議会を開催しパブリックコメントを実施し、空家等対策計画を作成した。</p> <p>年度当初予定していた実態調査は予定通り完了した。</p> <p>法施行以前に独自の基準において直営で調査していた空家等約400件の法による基準での再調査及びそのデータベース化については、平成29年度に実施する予定であったが、国の経済対策により平成28年度中に国費が追加配分されたことから、前倒しで予算措置し、平成29年度へ繰り越して実施する。</p>		

平成 28 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	08	05	02	184400	空家等対策事業(新規)

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			4,916		4,916
財 源 内 訳	国・県		2,430		2,430
	地方債				
	その他				
	一般財源		2,486		2,486

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	------	-----------------

部重点施策における目標
空家等対策計画の策定等に必要市内における空き家住宅等の実態把握を図る

事業開始の背景・経緯
平成26年11月27日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)が平成27年5月26日に完全施行され、市に空家に関するデータベースの整備について努力義務が課せられたこと及び、空き家等対策を効果的かつ効率的に行うためには空き家の実態調査が必要であるため。

事業概要
○空き家データベース整備等業務委託
市内全域における空家等の実態を調査し現状を把握する。また、データベース化することにより関係課と情報を共有し、空家等の所有者等及び近隣住民等に早急な対応を行うことや、その後の状況について確認できるようにするためのデータベースを整備するため業務を委託する。
○協議会 報酬
空家等対策計画案の審議及び同計画案に対するパブリックコメントの結果を踏まえた修正案について審議を行う。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

国庫補助を受けて実施する空家等の実態調査は、市の空家等対策計画において定める空家等の対策の対象地区が補助対象となるので注意が必要である。

担当部署 部名 建設部 課名 建築住宅課 担当係長 筑後 貴之 内線 549 (単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

1 空家等対策の概要

(1) 市内の空家等対策の現状 (住宅数36,980件・空家数4,750件 H25住宅・土地統計調査)
・平成24年度及び27年度に区長からの情報をもとに調査を実施 (実態調査戸数378件)
・近隣住民等からの苦情等があった場合、随時対応

(2) 空家等対策を巡る国の動き
・「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月25日に完全施行
・適正な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響
・市町村は、空家等対策計画を策定、空家等対策協議会を設置することが可能

2 市の取り組み

(1) 空家等対策協議会の設置 (実績額56千円)
・花巻市空家等対策計画の策定及び変更に関する協議等を目的として設置
〔計画の構成〕 目的、空家の現状・課題、空家等の対策計画
〔計画期間〕 平成28～32年度 (5年間)

・構成員一市長・区長関係・花巻市地域婦人団体協議会・司法書士・宅建協会
・土地家屋調査士・建築士・まちづくり委員会・消防団・岩手県花巻土木センター
・協議内容 第1回：空家等対策計画(案)の協議、第2回：空家等対策計画の策定
・〔実績内訳〕 報酬 4,000円×7人×2回=56,000円

(2) 空家データベースの構築 (実績額 4,860千円 繰越額 5,000千円)
・空家等の所在、所有者等の権利関係、空家等の管理状況や朽廃の程度を把握し、現況等の情報を整理して、関係部局と情報を共有する。〔実績〕 業務委託4,860千円

(3) その他の取り組み
・「特定空家等の認定基準」を策定し、認定した場合、助言・指導→勧告→代執行
○特定空家…著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なっている、放置が不適切等な空家

3 交付金の概要

・空き家再生等推進事業 (社会資本整備総合交付金等の基幹事業)
・空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用の1/2

4 スケジュール

